

茨城県報 第7416号

昭和61年1月20日

月曜日

目次

告 示

	ページ
●字区域の変更(3件)(地方課).....	1
●保険医等の登録(保険課).....	3
●道路の供用開始(道路維持課).....	3
●都市計画事業の認可(2件)(都市施設課).....	4

(公安委員会)

●緊急自動車の指定.....	4
----------------	---

(選挙管理委員会)

●昭和61年茨城県選挙管理委員会第1回定例会の招集.....	5
--------------------------------	---

(人事委員会)

●県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部改正.....	6
-----------------------------	---

公 告

●都市公園の区域の変更(都市施設課).....	8
●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効(県税事務所).....	10

告 示

茨城県告示第63号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により美野里町長から土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業に伴い町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は、昭和61年1月21日から効力を生ずるものである。

昭和61年1月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字先後字大日北 483

〃 字ぬかり 483の1から483の15まで、483の18、483の19

大字木部字御林平 1959の24、1959の25、1959の33

及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字先後字稲荷東に変更

大字先後字ぬかり 553の3

” 字いふり北 556の2

” 字コフタ 566, 567の1

大字木部字小川道 1947の34, 1947の36, 1947の39, 1947の40, 1947の62

及びこれに伴う国有地の道路の全部を大字先後字稲荷北に変更

大字先後字コブタ 596の1から596の8まで, 596の10, 596の12から596の21まで

大字木部字外沼台 1940の110, 1940の153, 1940の155, 1940の156

” 字外沼 1941の2

及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字先後字稲荷西に変更

茨城県告示第64号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により茨城町長から土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業に伴い町内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は, 昭和61年1月21日から効力を生ずるものである。

昭和61年1月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字先後字稲荷北 556の14, 556の16から556の20まで

” 字コブタ 596の29, 596の31, 596の32

及びこれに伴う国有地の水路の全部を大字木部字小川道に変更

大字先後字コブタ 596の30

大字木部字外沼 1941の1

上記を大字木部字外沼台に変更

茨城県告示第65号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により下館市長から土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業に伴い市内の字区域の一部を次のとおり変更する旨の届出があつた。

この字区域の変更は, 昭和61年1月21日から効力を生ずるものである。

昭和61年1月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

大字茂田字釜下 204, 205の1, 206から209まで

” 字大久保 267の2, 268の4

” 字北大久保 269から271まで, $\frac{272}{273}$, 274から277まで, 281の2, 281の3, 284の1,

284の2, 285から289まで

- ” 字東大久保 290から296まで, 297の1, 314, 315, 316の1, 316の2, 317から324まで, 325の1, 325の2
- ” 字赤城前 360から388まで
- ” 字西大久保 389, 390, ³⁹¹/₃₉₂, 393, 394, 395の1, 395の2, 396から410まで, 411の2から411の7まで, 413, 424から428まで, 429の2から429の4まで, 432から438まで
- 及びこれに伴う国有地の道路, 水路等の全部を大字茂田字赤城に変更

茨城県告示第66号

健康保険法(大正11年法律第70号)第43条の5第1項の規定により, 次の医師及び歯科医師並びに薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

昭和61年1月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

氏 名	登録記号番号	登録年月日
薄 井 稔	茨 歯 1 8 0 7	60.12.20
戸 坂 清 二	” 1 8 0 8	60.12.26
奥 沢 章	茨 薬 1 0 7 0	60.12.23
新 島 し の ぶ	” 1 0 7 1	”
金 谷 光 子	” 1 0 7 2	”
猿 田 隆 子	” 1 0 7 3	60.12.26

茨城県告示第67号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。その関係図面は, 昭和61年1月20日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年1月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道竜ヶ崎阿見線
- 2 供用開始の区間
竜ヶ崎市大字大徳字出し山88—2番地先から
竜ヶ崎市大字羽原字東台1430—1番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年1月20日

茨城県告示第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和61年1月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
古河・総和都市計画道路事業
3・3・9 桜町下山線
- 3 事業施行期間 昭和61年1月20日から昭和65年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 茨城県古河市大字古河字鹿養道南地内
 - (2) 使用の部分 なし

茨城県告示第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和61年1月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
古河・総和都市計画道路事業
3・4・3 昭和町野木原線
- 3 事業施行期間 昭和61年1月20日から昭和65年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 茨城県古河市大字古河字鹿養道南地内
 - (2) 使用の部分 なし

(公 安 委 員 会)**茨城県公安委員会告示第1号**

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の規定により、緊急自動車の指定及び取消し、第14条の2の規定により、道路維持作業用自動車の指定取消しを行つたので公示する。

昭和61年1月20日

茨城県公安委員会委員長 幡 谷 祐 一

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	所有者・使用者氏名
1872	水戸88す 3292	いすゞ 60年式	公共応急作業用 (J A F)	(社) 日本自動車連盟
1873	〃 せ 2298	ダイハツ 〃	警 察 用	茨城県警察本部
1874	〃 す 3303	トヨタ 〃	〃	〃
1875	〃 3304	〃	〃	〃
1876	〃 3306	〃	〃	〃
1877	〃 3307	〃	〃	〃
1878	〃 3310	ニッサン 〃	〃	〃
1879	水戸88さ 1023	いすゞ 〃	〃	〃

2 緊急自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者名称	告 示 日	告示番号
1012	茨 88 せ 3584	ニッサン53年式	公共応急作業用 (鉄道事業)	日本国有鉄道 水戸鉄道管理局	53. 4. 24	14
1783	土浦88す 2660	トヨタ 60年式	道路応急作業用	日本道路公団 東京第二管理局	60. 3. 25	11
1185	03 — 4334	三 菱 48年式	自衛隊一般用	陸上自衛隊 勝田駐とん部隊	54. 12. 27	55
1000	茨 88 せ 3480	ニッサン52年式	道路応急作業用	茨 城 県	53. 3. 23	12

3 道路維持作業用自動車の指定取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用 途	使用者の名称	告 示 日	告示番号
1004	茨 88 せ 3480	ニッサン52年式	道路維持作業用	茨 城 県	53. 3. 23	12
1783	土浦88す 2660	トヨタ 60年式	〃	日本道路公団 東京第二管理局	60. 3. 25	11

(選挙管理委員会)

茨城県選挙管理委員会告示第1号

昭和61年茨城県選挙管理委員会第1回定例会を次のとおり招集する。

昭和61年1月20日

茨城県選挙管理委員会

委員長 八木下 繁 一

- 1 日 時 昭和61年1月24日 (金) 午前11時
- 2 場 所 茨城県水戸市三の丸一丁目5番38号
茨城県庁

3 議 題

- (1) 政治団体の設立届出等の状況について
- (2) そ の 他

(人 事 委 員 会)

茨城県人事委員会告示第1号

昭和42年5月8日茨城県人事委員会告示第3号で告示した県内旅行路程図及び県内旅行起点表の一部を次のように改正する。

昭和61年1月20日

茨城県人事委員会委員長 横 山 隆 徳

別表第2の日立市の項中

鮎川町二丁目から六丁目まで、諏訪町一丁目から六丁目まで、諏訪町、東成沢町一丁目から三丁目まで、中成沢町一丁目から四丁目まで、西成沢町一丁目から四丁目まで、成沢町	鮎 川 五	を
--	-------	---

鮎川町二丁目から六丁目まで、諏訪町一丁目から六丁目まで、諏訪町、東成沢町一丁目から三丁目まで、中成沢町一丁目か沢町ら四丁目まで、西成沢町一丁目から四丁目まで、成沢町	日 立 成 沢	に、
--	---------	----

日高町一丁目から五丁目まで、小木津町、田尻町	日 高	を
------------------------	-----	---

日高町一丁目から五丁目まで、小木津町、田尻町、田尻町一丁目から三丁目まで	日 高	に
--------------------------------------	-----	---

改め、鹿島町の項中

佐田、木滝、下埜、谷原、長栖、泉川、国末、粟生、鰯川、平井、港ヶ丘、鉢形、光、新浜	高 松	を
---	-----	---

佐田、木滝、下埜、谷原、長栖、泉川、国末、粟生、鰯川、平井、港ヶ丘、鉢形、光、新浜、旭ヶ丘一、二丁目	高 松	に
--	-----	---

改め、神栖町の項中

光, 居切, 深芝, 鰐川, 平泉, 平泉外12入会, 下幡木, 筒井, 賀, 息栖	深 芝	を
--	-----	---

光, 居切, 芝深, 鰐川, 平泉, 平泉外十二入会, 下幡木, 筒井, 賀, 息栖, 大野原二丁目から四丁目まで	深 芝	に,
---	-----	----

東深芝, 神栖, 木崎, 溝口, 田畑, 高浜, 石神, 芝崎, 萩原, 日川, 知手, 奥野谷, 東和田, 北浜, 南浜, 神栖一丁目から四丁目まで, 知手中央一丁目から十丁目まで	神 栖	を
---	-----	---

東深芝, 神栖, 木崎, 溝口, 田畑, 高浜, 石神, 芝崎, 萩原, 日川, 知手, 奥野谷, 東和田, 北浜, 南浜, 神栖一丁目から四丁目まで, 知手中央一丁目から十丁目まで, 大野原一丁目	神 栖	に
---	-----	---

改め、阿見町の項中

阿見, 鈴木, 若栗, 大室, 青宿, 廻戸, 曙	阿 見 鈴 木	を
---------------------------	---------	---

阿見, 鈴木, 若栗, 大室, 青宿, 廻戸, 曙, 中央一丁目から八丁目まで	阿 見 鈴 木	に
---	---------	---

改め、八郷町の項中

半田, 川又, 月岡, 弓弦, 辻, 仏生寺, 青田, 柴内, 小野越, 菖蒲沢	小 桜	を
--	-----	---

半田, 川又, 月岡, 弓弦, 辻, 仏生寺, 青田, 柴内, 小野越, 菖蒲沢, 朝日	小 桜	に
--	-----	---

改める。



公 告

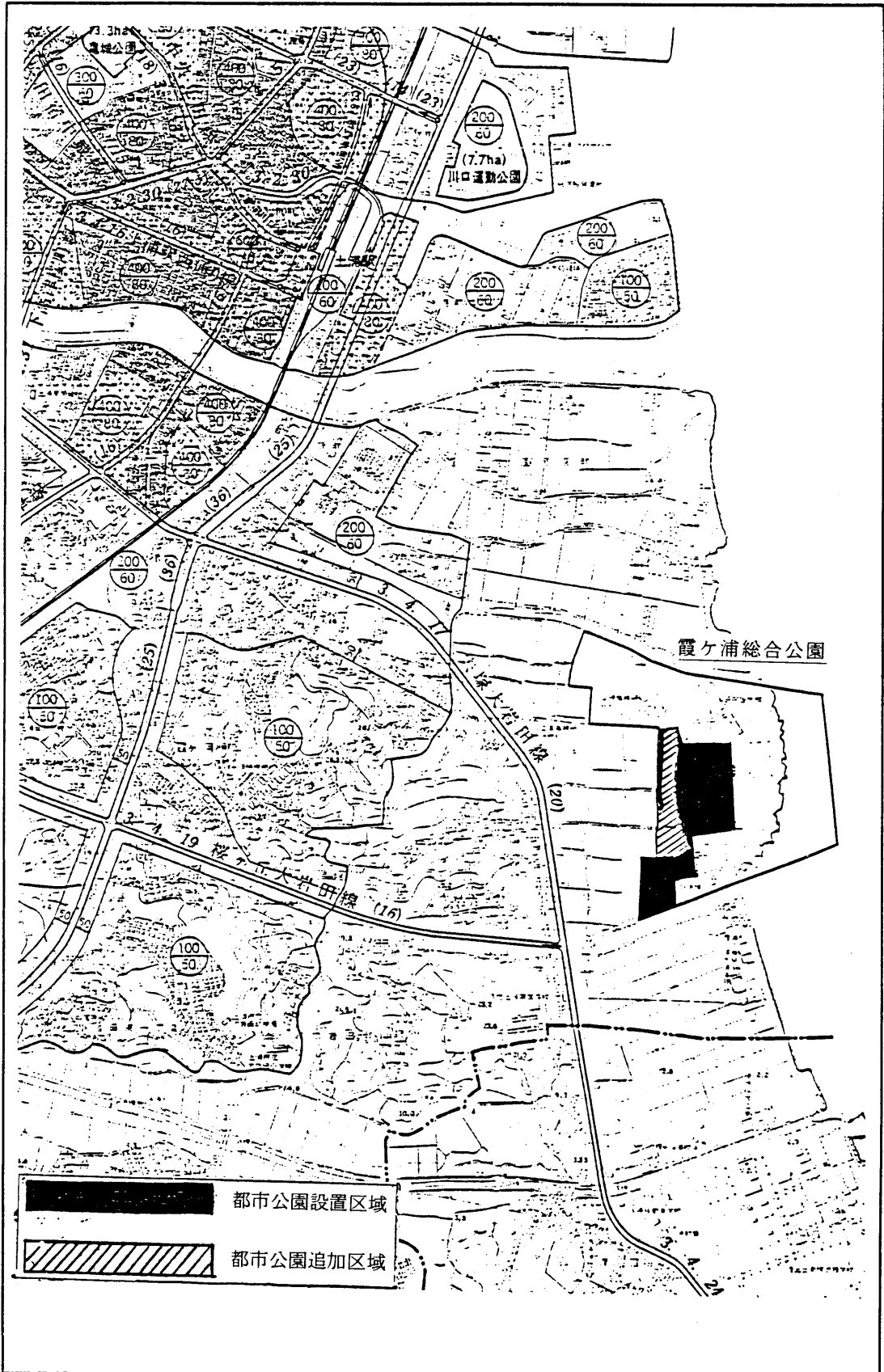
●都市公園の区域の変更

次のように都市公園の区域を変更するので、茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）第14条の2の規定に基づき公告する。

昭和61年1月20日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 名 称 霞ヶ浦総合公園
- 2 位 置 土浦市大字大岩田地内
- 3 変更に係る区域 別紙図面のとおり
- 4 敷 地 面 積 変更前 7.8ヘクタール
変更後 10.3ヘクタール
- 5 変更に係る区域の供用開始の期日
昭和61年1月20日



●料理飲食等消費税公給領収証用紙の無効

下記の料理飲食等消費税公給領収証用紙は、紛失のため昭和60年12月9日から無効とする。

昭和61年1月20日

茨城県水戸県税事務所長 札 廣 文

紛失年月日	様式	記号及び番号	紛失した者の住所・氏名
昭和60年12月9日	第15の7	E 126701 ? E 126800	東茨城郡大洗町東光台8233の9 比 企 栄 二

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 2,000 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所